

令和7年度 第3回 部活動の地域移行に関する協議会 意見交換概要

1 日時 令和8年2月17日(火)9時00分～11時15分

2 場所 大津合同庁舎7階7A会議室

3 次第

① 開会

② 報告事項

・事務局より報告

(1)「滋賀県中学校部活動改革推進計画(案)」について

- ・将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実等を図る。
- ・地域指導者の確保・育成に向け、地域連携を中心とした取組を進める。
- ・推進体制、運営団体・実施主体の整備など、地域展開を見据えた対応を進める。

(2)令和8年度政府予算案等を受けての県の取組について

③ 意見交換

【主な質問及び回答】

(1) 計画の理念と地域クラブの位置づけについて

- ・質問:「部活動改革」と「地域クラブ活動の推進」が並列して掲げられているが、地域クラブは改革の中のひとつの選択肢ではないのか。また、既存の民間クラブと行政が認定する地域クラブの線引きをどう行うのか、全てのクラブを一律に認定するのは難しいのではないのか。
- ・回答:将来的に地域展開が進んだ際、学校の部活動と地域クラブは「両輪」で進む必要があるため、並列して掲げている。認定については国が示した基準に基づき市町が判断するが、認定を受けないクラブが中学生を受け入れることを妨げるものではない。

(2) 実効性と指導者の責任について

- ・質問:人材バンクなどの仕組みが難しいと感じている。指導者の質や予算の持続可能性をどう担保するのか。また、教員が地域クラブで指導する際、事故等のトラブルが発生した際の責任が、実質的に教員個人に重くのしかかるのではないのか。
- ・回答:責任については個人ではなく運営団体に帰属する仕組みとする。指導者確保については、単なる登録制ではなく、報酬の適切な設定や、指導者養成研修(技術・ハラスメント対策)を強化し、教員以外の指導者を増やす取り組みを重点的に行う。

(3) 文化活動(吹奏楽)特有の課題について

- ・質問:国が示す受益者負担(月額 1,000 円～3,000 円)は吹奏楽の実情には全く足りず、実際には月額 1 万円以上の会費が必要なケースもある。また、認定にあたっては個人負担額の上限設定など、保護者の負担を考慮した基準が必要である。

- ・ 回答：吹奏楽はスポーツ以上に場所の確保や楽器維持に費用がかかる課題を認識している。学校施設を活動場所として活用することでコストを抑制するなどの対策を検討する。なお、極めて高い競技レベルを目指す活動への公的支援については、通常の部活動改革とは別の議論になる可能性がある。

(4) 予算の運用と支援の継続性について

- ・ 質問：市町が予算を確保できない場合に、国・県のみ補助金で対応できる柔軟な使い道があるか、また将来的に地域連携(学校主体)の予算が削られる懸念はないか。
- ・ 回答：現行制度では市町の予算拠出が補助の前提となるため、市町が負担しない場合は国・県の補助金のみ活用は難しい。将来的な予算のあり方については、国の動向を注視しつつ、現場の状況を踏まえて検討を続ける。

(5) 保護者負担と移動手段について

- ・ 質問：部活動の地域展開により、会費(月謝)の発生や活動場所への移動手段の確保が必要になる。これらに対応できない家庭への支援はどうなるのか。
- ・ 回答：経済的困窮世帯に対しては、国の補助メニューによる参加費等の支援がある。しかし、移動手段の確保は依然として大きな課題であり、現時点で直接的な支援策はないが、今後の検討課題として重く受け止めている。

(6) 現場の心理的負担について

- ・ 質問：休日が地域クラブに移行しても、実態としては平日の部活動を担当する教員が、校長や保護者の要望により断れずに指導を継続する状況(「やりたくなくてもやらざるを得ない」状況)が起こるのではないか。
- ・ 回答：「やりたい」と思う教員が自発的に関わられる仕組みを目指している。そのためにも、教員以外の地域指導者を圧倒的に増やし、教員に頼らざるを得ない状況を解消していくことが基本理念である。

(7) 推進計画の見直しについて

- ・ 質問：計画期間(前期3年、後期3年)の中で、いつまでに何が達成されるのか。
- ・ 回答：スケジュール案に示している通り、令和8年度から10年度の前期は「体制整備と指導者の確保・育成」に重点を置く。令和11年度以降の後期には地域展開の導入を進め、令和14年度(2032年度)には完全実施を目指すスケジュールとなっている。また、本計画は固定されたものではなく、各市町や現場の意見、課題等を踏まえて随時見直しを行う。

④ 閉会